

第 3 7 回大分県環境審議会 資料

(令和 4 年 1 2 月 2 1 日開催)

- ① 大分県環境審議会の概要 P 2
- ② 第 3 次大分県環境基本計画の実施状況について..... P 8
- ③ 大分県環境マネジメントシステムの令和 3 年度実績について... P 1 2

大分県環境審議会の概要

1 根拠法等

- ・環境基本法
- ・水質汚濁防止法
- ・自然環境保全法
- ・大分県環境審議会条例

2 目的

- ・県内の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する。
- ・県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項の調査審議をする。
- ・県内の自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- ・温泉法、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により権限が属する事項を調査審議する。

3 経緯

昭和41年 大分県公害対策審議会として発足
平成6年 大分県環境審議会となる
平成18年 大分県自然環境保全審議会と統合

4 構成

委員数	委員44名	特別委員5名
部会数	6部会	総合政策部会（担当課 うつくし作戦推進課） 水質部会（担当課 環境保全課） 自然環境部会（担当課 自然保護推進室） 温泉部会（担当課 自然保護推進室） 鳥獣部会（担当課 森との共生推進室） 環境緑化部会（担当課 森との共生推進室）

5 運営方法

大分県環境審議会運営要綱に規定し、部会での審議・決議を基本とする。

6 委員の任期

令和4年12月1日～令和6年11月30日（2年間）

7 審議会の庶務

生活環境部うつくし作戦推進課が担当する。

○大分県環境審議会条例

(平成六年七月八日 大分県条例第十五号)

(趣旨)

第一条 この条例は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第二項及び水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十一条第二項並びに自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第三項の規定に基づき、環境基本法第四十三条第一項及び自然環境保全法第五十一条第一項の審議会その他の合議制の機関(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第二条 審議会の名称は、大分県環境審議会とする。

(組織)

第三条 審議会は、委員四十五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(特別委員)

第四条 審議会に、委員とともに水質汚濁防止法第二十一条第一項の事務(以下「水質汚濁防止法の事務」という。)を行わせるため、特別委員若干人を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の長又はその指名する職員のうちから、知事が任命する。

(委員等の任期)

第五条 委員及び特別委員(以下この条において「委員等」という。)の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員等は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長二人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した順序によりその職務を代行する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員(審議会が水質汚濁防止法の事務を行う場合にあつては、特別委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 特別委員は、水質汚濁防止法の事務を行う部会を置く場合には、前項の規定によって指名された委員とともに当該部会を組織するものとする。
- 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 部会の会議は、会長が招集し、部会長が議長となる。
- 7 第五条第二項並びに前条第二項及び第三項の規定は、部会について準用する。
- 8 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(専門委員)

第九条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の意見を聴いて、知事が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(意見の聴取及び資料の提出の請求等)

第十条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(幹事)

第十一条 審議会に、幹事を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員、特別委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、生活環境部において処理し、部会に関する庶務は、それぞれ関係の部において処理する。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(略)

大分県環境審議会運営要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、大分県環境審議会条例施行規則第四条の規定により、大分県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録)

第二条 審議会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、議長が指名した委員二人が署名するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 会議の経過及び議決の内容

(部会)

第三条 大分県環境審議会条例第八条第一項の規定により、審議会に次の部会を置く。

- 一 総合政策部会
- 二 水質部会
- 三 自然環境部会
- 四 温泉部会
- 五 鳥獣部会
- 六 環境緑化部会

2 部会の審議事項は別表の定めるところによる。

3 会長は、必要と認めるときは、二以上の部会を合同して開くことができる。

4 前条の規定は、部会について準用する。

(諮問の付託)

第四条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を部会に付託することができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第二項で定める審議事項については、会長の付託があったものとみなす。

(部会の決議)

第五条 部会の決議は、審議会の決議とする。ただし、必要に応じて、決議の内容を会長に報告する。

2 前項の決議を行った部会の部会長は、当該決議について、総合政策部会に報告するものとする。

(会長等への委任)

第六条 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の議事その他運営に関し、必要な事項は、会長又は部会長が審議会又は部会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成七年三月二十二日から施行する。

この要綱は、平成十八年四月一日から施行する。

この要綱は、平成二十二年二月四日から施行する。

この要綱は、平成二十七年九月十八日から施行する。

別表

部 会 名	所 掌 事 務
総合政策部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境の保全の基本的事項に関する事。 2 環境基本計画の策定、実施状況の点検・評価に関する事。 3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関する事。
水質部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関する事。 2 上乗せ排水基準の設定に関する事。 3 総量削減計画の策定に関する事。 4 総量規制基準の設定に関する事。 5 測定計画の策定に関する事。 6 指定湖沼の指定の申出等に関する事。 7 湖沼水質保全計画の策定に関する事。 8 指定湖沼の水質を保全するための規制基準の設定に関する事。 9 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質保全計画の策定に関する事。
自然環境部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然環境保全法、大分県自然環境保全条例に定める県自然環境保全地域の指定等に関する事。 2 瀬戸内海環境保全特別措置法、大分県自然海浜保全地区条例に定める自然海浜保全地区の指定等に関する事。 3 自然公園法、大分県立自然公園条例に定める県立自然公園の指定、公園計画及び公園事業の決定等に関する事 4 前3号に掲げるもののほか、自然環境の保全にかかる重要事項に関する事。
温泉部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 温泉を湧出させる目的で、土地を掘削使用とする場合の許可又は不許可の処分に関する事。 2 温泉の湧出路を増掘し、又は温泉の湧出量を増加させるために動力を装置しようとする場合の許可又は不許可の処分に関する事。 3 土地掘削等の許可を取り消し、又は公益上必要な措置を命ずること。 4 温泉源保護のため、温泉採取の制限を命ずること。 5 前各号に掲げるもののほか、温泉行政にかかる重要事項に関する事。
鳥獣部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳥獣保護管理事業計画の樹立及び変更に関する事。 2 第1種特定鳥獣保護計画及び第2種特定鳥獣管理計画の樹立及び変更に関する事。 3 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限に関する事。 4 狩猟期間の延長に関する事。 5 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除に関する事。 6 鳥獣保護区の指定（拡張を含む。）に関する事。 7 特別保護地区の指定（拡張を含む。）に関する事。
環境緑化部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 県緑化基本計画の策定に関する事。 2 県緑化地域の指定に関する事。

大分県環境審議会委員名簿

	氏名	所属・職名等
1	足立 高行	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長
2	安達 由美子	祖峰婦人女性林研グループ会長
3	荒牧 まりさ	九州地方環境事務所統括自然保護企画官
4	安東 哲也	公益社団法人大分県薬剤師会会長
5	池松 信子	おおいた上野の森の会代表
6	井上 隆	NPO法人里山保全竹活用百人会理事長
7	井上 雅公	一般社団法人大分県医師会常任理事
8	大上 和敏	大分大学教育学部教授
9	大沢 信二	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授
10	大野 隆久	日本製鉄株式会社執行役員 九州製鉄所副所長(大分地区代表)
11	海原 明子	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい副理事長
12	笠木 梨恵	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事
13	衣本 太郎	大分大学理工学部准教授/減災・復興デザイン教育研究センター
14	清瀧 毅	大分県樹苗生産農業協同組合副組合長
15	久壽米木 洋子	大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長
16	工藤 喜賀	公益社団法人ガールスカウト大分県連盟連盟長
17	桑野 恭子	認定NPO法人地域環境ネットワーク理事
18	上月 明美	べっぶ旅館女将の会 副会長/おにやまホテル女将
19	古長 照美	湯平温泉女将の会 会長/山荘松屋
20	後藤 貴士	大分地方気象台長
21	後藤 政子	大分県商工会女性部連合会会長
22	斉藤 功	大分大学医学部公衆衛生・疫学講座教授
23	佐藤 三巖	大分県みどりの少年団育成連絡協議会副会長/きりかぶみどりの少年団代表
24	重本 悟	公益財団法人森林ネットおおいた理事長
25	須賀 要子	NPO法人アースデイ中津理事
26	高見 大介	日本文理大学工学部助教/人間力育成センター長
27	高見 徹	西日本工業大学工学部総合システム工学科教授
28	竹村 恵二	京都大学名誉教授
29	谷上 和年	日本野鳥の会大分県支部支部長
30	塚田 俊三	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部客員教授
31	坪木 直文	大分森林管理署長
32	戸高 壽生	大分県森林組合連合会理事副会長
33	長井 健三	一般社団法人大分県猟友会代表理事
34	中野 聖子	大分県獣医師会/ファミリア動物病院院長
35	永野 昌博	大分大学理工学部准教授
36	原口 サトミ	大分県シェアリングネイチャー協会理事長
37	姫野 由香	大分大学理工学部准教授
38	藤本 昭夫	姫島村長
39	星野 和夫	株式会社マリーンプレス飼育部学芸員
40	松田 健太郎	弁護士
41	松本 佳織	弁護士
42	水谷 トシエ	一般社団法人大分県地域婦人団体連合会副会長
43	山下 博美	立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部教授
44	山本 千里	大分商工会議所女性会理事

特別委員（水質部会）

No.	氏名	所属・職名等
1	山本 雅司	大分海上保安部長
2	野村 竜司	九州農政局生産部長
3	毛利 智徳	九州経済産業局資源エネルギー環境部長
4	小串 昌則	九州産業保安監督部産業保安監督管理官
5	森下 博之	九州地方整備局企画部長

第3次大分県環境基本計画 改訂版の概要

計画の性格・役割

環境基本法 大分県環境基本条例第9条

- 環境保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向
- 県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画
- 「おおいたうつくし作戦」の推進基本プラン

目指すべき
環境の将来像

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

計画期間

○平成28年度～令和6年度(9年間)

(基本目標1) 豊かな自然との共生と 快適な地域環境の創造	(基本目標2) 循環を基調とする地域社会の構築	(基本目標3) 地球温暖化対策の推進	(基本目標4) 環境を守り育てる産業の振興	(基本目標5) すべての主体が参加する 美しく快適なおおいた
1 豊かな自然や生物多様性の保全 (1)自然公園等の保護・保全 (2)自然景観の保全と活用 (3)多様な生態系の保全 (4)森林の保全 (5)水辺の保全 (6)自然とのふれあいの推進と適正な利用 2 快適な地域環境の保全と創造 (1)ゆとりある生活空間の保全と創造 (2)美しい景観の形成 (3)身近な緑の保全と創造 (4)身近な水辺の創造 (5)農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生 (6)文化的遺産(文化財)の保存・活用・継承 3 温泉資源の保護と適正利用の推進 (1)温泉資源の保護 (2)多目的利用と温泉地づくり	1 大気環境の保全 (1)大気環境保全対策の推進 (2)地域の生活環境保全対策の推進 2 水・土壌・地盤環境の保全 (1)水環境保全対策の推進 (2)豊かな水環境の創出 (3)土壌環境保全対策等の推進 3 化学物質等への環境保全対策 (1)環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進 (2)環境監視と調査研究の充実 (3)放射線の監視体制の充実 4 資源循環の推進と廃棄物対策 (1)循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進 (2)3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進 (3)バイオマス等の循環資源の利活用	1 温室効果ガスの排出抑制対策等の推進 (1)温室効果ガスの排出抑制対策 (2)地域における地球温暖化防止活動の推進 2 エコエネルギーの導入促進 (1)エコエネルギーの導入支援 (2)エコエネルギーの普及啓発 (3)地域に配慮したエコエネルギー施設の設置 3 森林吸収源対策の推進 (1)森林の適正な管理・保全 (2)地域材の利用拡大 4 気候変動の影響への適応策の推進	1 環境・エネルギービジネスの拡大 (1)新エネルギーの事業化の支援 (2)循環型環境産業の育成 2 自然と共生する産業の促進 (1)農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全 (2)グリーンツーリズム等観光産業の振興	1 県民総参加による環境保全活動の推進 (1)地域活性化につながる環境保全活動の推進 (2)環境に対する意識の醸成と具体的な行動への促進 (3)県・市町村の率先行動の推進 2 豊かな環境を守り育てる人づくり (1)あらゆる世代・場における環境教育の推進 (2)環境教育・啓発を担う人材の育成と活用の促進

基盤的施策の推進(環境影響評価の推進、環境に配慮した取組の推進、公害紛争等の適正処理)

関連するSDGsの目標



計画の進行管理

○ 環境指標とその達成目標の設定、毎年度、進捗状況を把握・確認し検証

○ 進捗状況の報告→環境施策への意見の反映
 ・県議会
 ・県環境審議会、県民会議等

○ 公表
 ・環境白書、県ホームページ

1 計画に定めた環境指標の評価結果

区分	指標項目数	達成		概ね達成		達成・概ね達成 合計	未達	
		項目数	割合	項目数	割合	割合	項目数	割合
合計	53	27	50.9%	16	30.2%	81.1%	10	18.9%
基本目標1	16	8	50.0%	6	37.5%	87.5%	2	12.5%
基本目標2	17	7	41.2%	7	41.2%	82.4%	3	17.6%
基本目標3	9	5	55.6%	1	11.1%	66.7%	3	33.3%
基本目標4	6	4	66.6%	1	16.7%	83.3%	1	16.7%
基本目標5	5	3	60.0%	1	20.0%	80.0%	1	20.0%

○評価区分について
「達成」: 令和3年度目標値を達成している場合
「概ね達成」: 令和3年度目標値を90%以上達成している場合
「未達」: 令和3年度目標値の90%未満である場合

2 環境指標ごとの評価結果

基本目標 I 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造																	
	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価 達成・概ね達成・未達	担当課		指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価 達成・概ね達成・未達	担当課
			H26	R3	R3							H26	R3	R3			
1	自然公園指導員の委嘱数	人	78	79	77	97.5%	概ね達成	自然保護推進室	9	森林ボランティア活動への参加	人	12,902	13,400	12,239	91.3%	概ね達成	森との共生推進室
2	景観行政団体	団体	12	18	18	100.0%	達成	都市・まちづくり推進課	10	人工海浜の箇所数	箇所	5	6	6	100.0%	達成	港湾課
3	NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	94	94	100.0%	達成	自然保護推進室	11	多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	26,200	24,348	92.9%	概ね達成	農村整備計画課
4	鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	658	100.0%	達成	森との共生推進室	12	中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	16,100	15,658	97.3%	概ね達成	地域農業振興課
5	災害に強い森林づくり実施面積(単年)	ha	-	25	36	144.0%	達成	森林整備室	13	漁場再生面積	ha	20,975	38,282	57,359	149.8%	達成	水産振興課
6	低コスト再造林面積	ha	466	980	919	93.8%	概ね達成	森林整備室	14	国、県指定文化財数	件	894	930	937	100.8%	達成	文化課
7	ジオガイドの活動回数	回	14	144	56	38.9%	未達	自然保護推進室	15	県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	141	103	73.0%	未達	文化課
8	一人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	13.5 (R2)	13.6 (R2)	100.7%	達成	公園・生活排水課	16	モニタリングを行う源泉数	個	16	34	33	97.1%	概ね達成	自然保護推進室

基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課		指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R3	R3		達成・概ね達成・未達					H26	R3	R3		達成・概ね達成・未達	
17	PM2.5の環境基準達成日率	%	96.6	99.2	100.0	100.8%	達成	環境保全課	26	海岸清掃参加者数	人	14,128	21,177	12,609	59.5%	未達	循環社会推進課
18	光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.2	96.9	94.7	97.7%	概ね達成	環境保全課	27	ごみ総排出量	t以下	415,962(H25)	372,813(R2)	395,733(R2)	93.9%	概ね達成	循環社会推進課
19	対策を講じる主要渋滞箇所数(累計)	箇所	—	22	22	100.0%	達成	道路建設課	28	一般廃棄物リサイクル率	%	20.3(H25)	23.3(R2)	18.9(R2)	81.1%	未達	循環社会推進課
20	道路交通騒音の環境基準達成率	%	94.3	95.4	97.3	102.0%	達成	環境保全課	29	産業廃棄物リサイクル率	%	64.0(H25)	64.3(R2)	69.1(R2)	107.5%	達成	循環社会推進課
21	海域の環境基準達成率	%	66.7(H25)	89.5	94.7	105.8%	達成	環境保全課	30	産業廃棄物最終処分率	%以下	2.3(H25)	2.0(R2)	2.5(R2)	75.0%	未達	循環社会推進課
22	河川の環境基準達成率	%	83.7(H25)	95.3	90.7	95.2%	概ね達成	環境保全課	31	レジ袋削減枚数(累計)	百万枚	522	1,092	1,020	93.4%	概ね達成	うつくし作戦推進課
23	生活排水処理率	%	72.3	83.0	80.5	97.0%	概ね達成	公園・生活排水課	32	廃棄物系バイオマス利用率	%	95.8(H25)	98.6(R2)	97.5	98.9%	概ね達成	農村整備計画課
24	地下水水質調査地点数(累計)	地点	3,303	4,000	4,071	101.8%	達成	環境保全課	33	未利用バイオマス利用率	%	65.0(H25)	79.6(R2)	73.9	92.8%	概ね達成	農村整備計画課
25	水環境保全活動団体数	団体	50	89	99	111.2%	達成	うつくし作戦推進課									

基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進									基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興								
	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課		指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R3	R3	達成・概ね達成・未達	H26					R3	R3	達成率	達成・概ね達成・未達		
34	二酸化炭素排出量(家庭、業務、運輸部門合計)	千t-CO ₂ 以下	7,475 (H25)	6,550 (R1)	5,427 (R1)	117.1%	達成	脱炭素社会推進室	43	県支援による新エネ研究開発・事業化件数(累計)	件	24	66	68	103.0%	達成	新産業振興室
35	省エネ診断受診件数(単年)	件	-	700	83	11.9%	未達	脱炭素社会推進室	44	県支援による廃棄物再生利用等施設導入件数(累計)	件	25	67	77	114.9%	達成	工業振興課
36	エコアクション21登録件数(累計)	件	39	124	104	83.9%	未達	脱炭素社会推進室	45	大分県リサイクル認定製品数(累計)	件	243	378	374	98.9%	概ね達成	循環社会推進課
37	大分県ノーマイカーウィーク年間モニター事業所登録数	件	379	424	426	100.5%	達成	脱炭素社会推進室	46	化学肥料の使用量	t以下	4,666 (H25)	4,523 (R2)	3,999 (R2)	111.6%	達成	地域農業振興課
38	エコエネルギー導入量	TJ	41,398	54,592	56,405 (8月暫定値)	103.3%	達成	新産業振興室	47	農薬の使用量	t以下	1,248 (H25)	1,324 (R2)	1,289 (R2)	102.6%	達成	地域農業振興課
39	クリーンエネルギー自動車の導入台数	台	45,430	120,161	117,288	97.6%	概ね達成	新産業振興室	48	グリーンツーリズム宿泊延べ人数	人泊	23,416	23,210	2,026	8.7%	未達	観光誘致促進室
-	低コスト再造林面積	ha	466	980	919	93.8%	概ね達成	森林整備室	基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり								
40	温暖化適応品種の導入割合(ぶどう品種:シャインマスカット)	%	-	12.0 (R1)	14.4 (R1)	120.0%	達成	園芸振興課		指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
41	熱中症一時休憩所設置箇所数	箇所	-	600	537	89.5%	未達	健康づくり支援課	49	県民一斉おおいとうつくし大行動への参加者数	人	354,556	389,000	255,122	65.6%	未達	うつくし作戦推進課
42	大分県地球温暖化防止活動推進員等による情報発信件数(年間)	件	-	250	250	100.0%	達成	脱炭素社会推進室	50	キャンドルナイトへの参加施設数	団体	2,765	3,263	3,243	99.4%	概ね達成	うつくし作戦推進課
									51	環境基本計画策定市町村数	市町村	9	11	13	118.2%	達成	うつくし作戦推進課
									52	環境教育参加者数(累計)	人	63,082	112,000	132,878	118.6%	達成	うつくし作戦推進課
									53	大分環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数	件	7,154	20,560	107,481	522.8%	達成	うつくし作戦推進課

大分県環境マネジメントシステムの令和3年度実績について

■大分県環境マネジメントシステムの概要

1 目的

県の事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、県独自のシステムを構築したものの。

2 運用開始 平成23年4月から

3 適用範囲 県の全組織の全所属（各種委員会・病院局・企業局・教育委員会・警察本部含む）

4 導入経緯

県では、平成11年1月に本庁3庁舎の知事部局を適用範囲としてISO14001の認証を取得し、平成21年度まで環境負荷低減に取り組んできたが、その一方で、本庁3庁舎の知事部局のみの取り組みであったことから、ISO14001の認証を継続せずに、対象を全所属に拡大した県独自の新しい環境マネジメントシステム(EMS)を構築した。

5 具体的な取組 以下の5つの取組を一体的に実施、進行管理

(1) 対外的業務(環境関連施策の推進)

- ① 第3次環境基本計画の着実な推進
- ② 環境に配慮した事業の推進

(2) 対内的業務(エコオフィス活動の推進等)

- ③ 地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進
- ④ グリーン購入推進方針による物品調達
- ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務

6 外部評価

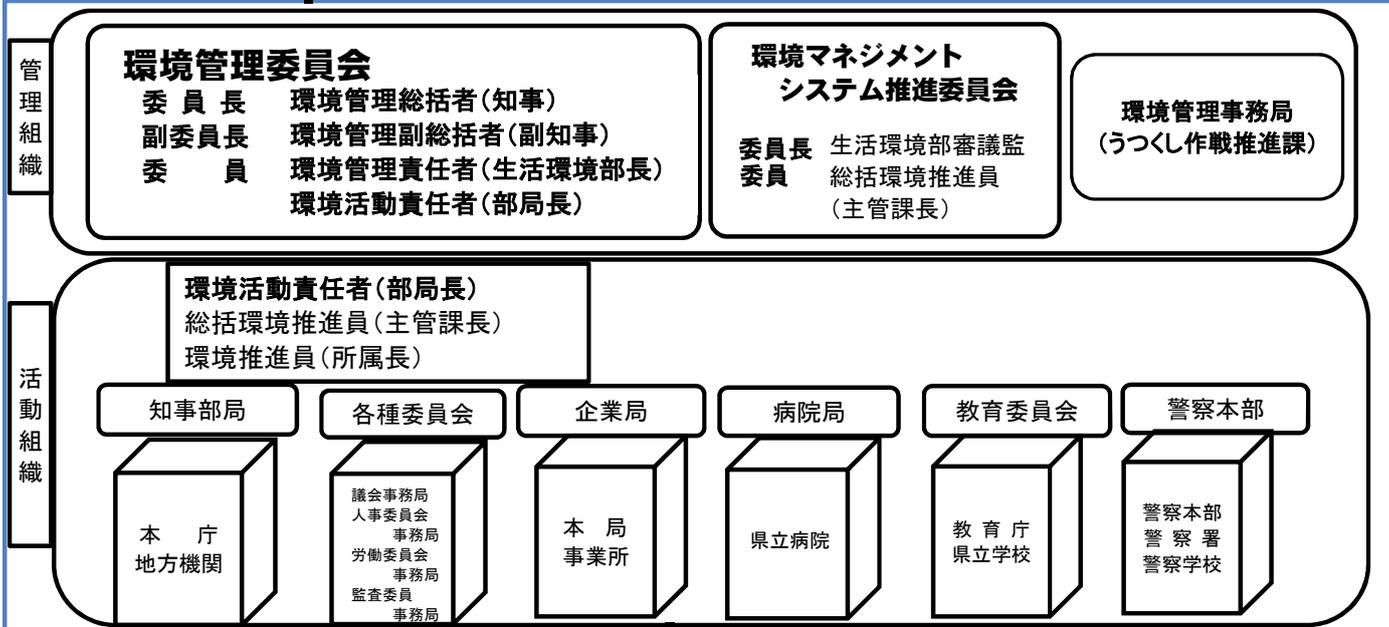
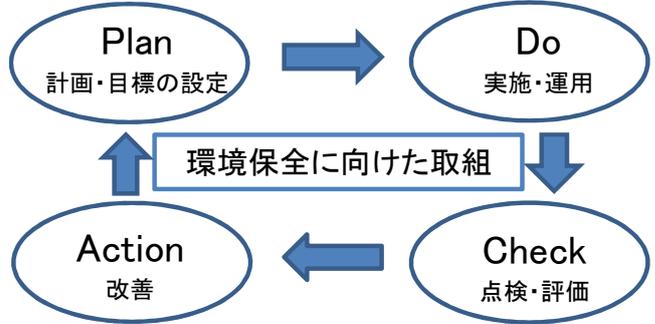
このシステムの取組状況等について、専門的かつ客観的な評価及び透明性を確保するため、毎年度1回環境審議会総合政策部会による外部評価を行う。

(1) 根拠 環境マネジメントシステム要綱第12条

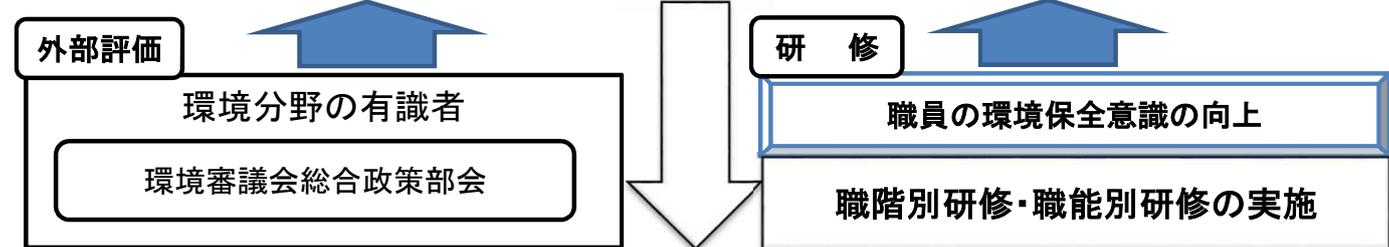
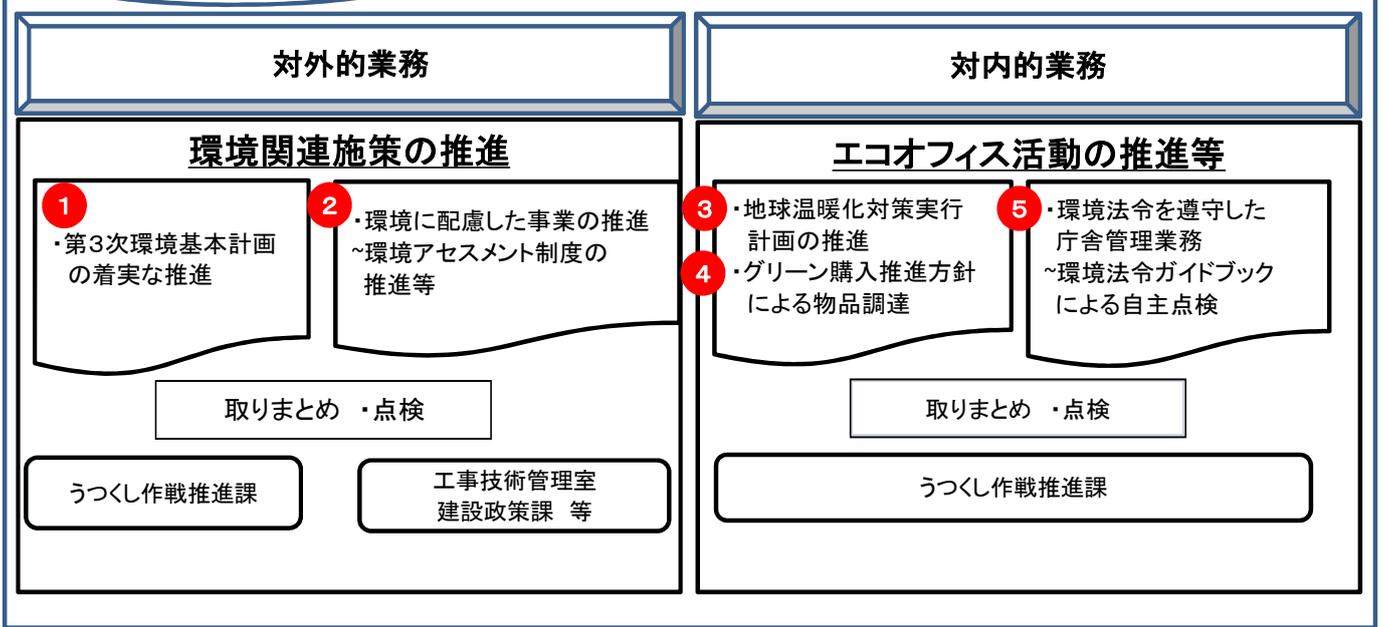
(2) 評価内容 環境マネジメントシステム要綱第13条

- ① 大分県新環境基本計画に基づく施策の進捗状況、目標の達成状況等
- ② 環境影響評価法、大分県環境影響評価条例、大分県環境配慮推進要綱に基づく対象事業の概要等及び大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業の件数
- ③ 第5期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく温室効果ガス排出量の実績等
- ④ 大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績等
- ⑤ 環境法令を遵守した庁舎管理業務

大分県環境マネジメントシステム (H23年4月稼働) (EMS: Environmental Management System)



活動内容



事業活動における主体的・継続的・組織的な環境負荷の低減

令和3年度環境影響評価（アセスメント）指導審査実績

令和4年3月31日現在

○環境影響評価法対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	(仮称)大分南風力発電事業	ジャパン・リニューアブル・エナジー(株)	風力発電総出力 最大7.56万kW	環境影響評価方法書に対する知事意見発出(R3.4.12)
2	(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム	(株)ジェイウインド	風力発電総出力 最大8,500kW	環境影響評価方法書受理(R4.1.14)

○環境影響評価条例対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	新環境センター整備事業	大分市	処理能力 688t/日	環境影響評価実施計画書に対する知事意見発出(R3.5.24)
2	東神野地区石灰石鉱山拡張事業	(株)戸高鉱業社	土地改変の面積 190ha	計画段階環境配慮書に対する知事意見発出(R3.4.28) 環境影響評価実施計画書に対する知事意見発出(R3.11.18)

○大分県環境配慮推進要綱対象事業

No.	事業名	事業主体	規模	備考
1	主要地方道中津高田線江須賀～金屋工区道路改築事業	土木建築部	道路延長 2.8km	環境配慮調書受理(R3.3.30) 審査及び部長意見発出が令和3年度のため、令和3年度実績に計上

○大分県自主的環境配慮指針に基づく対象事業

対象事業部局	事業の種類	事業件数
土木建築部	道路の建設	9
農林水産部	頭首工の建設	1
合計		10

第5期地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の推進 (令和3年度実績)

項目	単位	H25 (基準年度)	R2	R3(当該年度)			R7(目標年度)	
				実績	対基準年増減率	対前年増減率	目標値	対基準年増減率
①温室効果ガス排出量	t-CO2	60,971	37,617	37,631	▲ 38.3 %	0.0 %	43,899	▲28%
電気	t-CO2	47,318	25,643	25,579	▲ 45.9 %	▲ 0.2 %	34,069	
使用量	千kwh	73,530	74,392	77,965	6.0 %	4.8 %	73,530以下	
庁舎冷暖房用等燃料	t-CO2	6,627	6,066	6,302	▲ 4.9 %	3.9 %	4,771	
ガソリン	t-CO2	4,504	3,613	3,468	▲ 23.0 %	▲ 4.0 %	3,243	
その他(軽油等)	t-CO2	2,522	2,295	2,282	▲ 9.5 %	▲ 0.6 %	1,816	
②コピー用紙の購入量 (県立学校除く、A4用紙換算)	千枚	71,140	67,528	64,053	▲ 10.0 %	▲ 5.1 %	60,469	▲15%
③水の使用量	千m3	749	643	615	▲ 17.9 %	▲ 4.4 %	712	▲5%
④可燃ごみの排出量	千kg	897	870	903	0.7 %	3.8 %	852	▲5%

※電気使用量、コピー用紙の購入量、水の使用量、可燃ごみの排出量に関してはR1が基準年度

大分県グリーン購入推進方針に基づく環境物品等の調達実績

1 目的

県内における環境物品等の市場形成・開発促進を図るとともに市町村、県民及び事業者のグリーン購入への転換を促す。

2 根拠

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年5月公布）
大分県グリーン購入推進方針（平成14年4月策定）（以下、「方針」という。）

3 取組

環境物品の選択にあたっては、価格や品質などに加え有害物質の使用が削減されていること、エネルギーの消費が少ないこと、さらにリサイクルされた部品や素材等を使用していることなど、環境負荷の低減に配慮した物品の調達に努める。

具体的には、方針に基づき毎年度重点的に調達すべき環境物品等及び調達目標を定め、県庁におけるグリーン購入を推進する。

4 令和3年度基準外1購入実績 251,285円

※ 基準外1購入・・・早急に必要で、選択している余地がなかったもの

※ 詳細は次項を参照

グリーン購入推進方針による物品調達(令和3年度実績)

(単位:円)

大分類名	主な品目名	R2	R3
		基準外1 購入額	基準外1 購入額
紙類	コピー用紙、ティッシュペーパー など	29,035	42,011
文具類	ゴム印、事務用封筒 など	95,730	79,972
オフィス家具等	いす、机、棚、ホワイトボード など	85,272	30,580
OA機器	複合機、プリンタ、トナーカートリッジ など	67,325	78,831
移動電話	携帯電話	0	0
家電製品	冷蔵庫、テレビ受信機、電子レンジ など	0	0
エアコンディショナー等	エアコンディショナー、ストーブ など	0	0
温水器等	電気給湯器、ガス温水機器 など	0	0
照明	蛍光灯照明器具、ランプ など	0	11,580
自動車等	自動車、乗用車用タイヤ など	0	0
消火器	消火器	0	0
制服・作業服	制服、作業服、帽子、靴	0	0
インテリア・寝装寝具	カーテン、毛布、ふとん など	0	0
作業手袋	作業手袋	0	2,800
その他繊維製品	ブルーシート、旗、のぼり、幕類 など	0	3,536
設備	燃料電池、日射調整フィルム など	0	0
災害備蓄用品	レトルト食品、一次電池 など	0	930
公共工事	製材(製材、集成材、合板、単板積層材) など	0	0
役務	印刷、庁舎管理、クリーニング など	0	0
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	0	1,045
合計		277,362	251,285

(基準外1) グリーン購入できなかったもののうち、早急に必要で、選択している余裕がなかったものの金額

環境法令を遵守した庁舎管理業務

・チェック時期は、①年度当初、②法令等の改廃等により基準等が変更したとき、③施設や設備の新設又は改築や変更が発生した場合

設置名称	該当の判断	関係法令	主な遵守・基準等の内容	点検施設数	異常施設数
ボイラー(冷温水発生機)	ばい煙を排出する設備があれば該当	・大気汚染防止法 ・(市町村火災予防条例)	・排出基準の遵守 ・設置の届出、変更届 ・ばい煙量等の測定・記録 ・事故時の処置義務	16	0
廃棄物焼却炉	廃棄物焼却炉がある所は該当	・大気汚染防止法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・大分県廃棄物の適正な処理に関する条例 ・(市町村火災予防条例)	・排出基準の遵守 ・設置の届出、変更届 ・排煙の測定 ・悪臭が生ずる物の焼却の禁止 ・焼却の禁止	3	1
非常用発電機(カスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関)	非常用発電機がある所は該当	・大気汚染防止法 ・電気事業法 ・(市町村火災予防条例)	・排出基準の遵守 ・設置の届出、変更届	56	3
毒物・劇物	毒物・劇物を持つ所は該当	・毒物及び劇物取締法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出)	・取扱 ・表示 ・事故の際の措置 ・廃棄 ・投棄の禁止 ・貯蔵、取扱いの届出	63	1
貯油施設	貯油施設は該当	・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出) ・水質汚濁防止法(貯油施設) ・高圧ガス保安法 ・(市町村火災予防条例)	・貯蔵・取扱の届出 ・設置、変更の許可 ・定期点検 ・事故発生時の応急処置、通報 ・事故発生時の措置、届出 ・危険時の応急措置と届出事務 ・火気等の制限 ・帳簿の記載と保存 ・事故の届出 ・現状変更の禁止	34	0
排水処理施設	特定施設は該当	・水質汚濁防止法(貯油施設除く) ・瀬戸内海環境保全特別法 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・河川法施行令 ・大分県生活環境の保全等に関する条例	・排水基準の遵守 ・特定施設の設置、変更の届出 ・排水の汚濁状態の測定 ・測定記録、保管 ・事故時の届出 ・排出の制限 ・汚水の排出の届出	15	0
公共下水道に排水する施設	排水施設があれば該当	・下水道法	・使用開始等の届出 ・水質の測定、記録	12	0
浄化槽	浄化槽があれば該当	・浄化槽法	・設置等の届出 ・設置後等の水質検査 ・保守点検、清掃、定期検査 ・廃止の届出	125	6
業務用冷凍空調機器(業務用エアコン、冷凍機等)	業務用エアコン・冷凍冷蔵庫等があれば該当	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	・機器の適切な場所への設置 ・点検の実施、記録の保存、修理の実施 ・漏えい量の報告 ・機器廃棄時のフロン類の回収 ・解体工事業者への書面交付 ・廃棄時の委託確認書の交付 ・回収業者からの引取証明書の保管	87	0
	高圧ガスがあれば該当	・高圧ガス保安法 ・消防法(圧縮アセチレンガス等貯蔵、取扱いの届出)(*)高圧ガス、保安法の規定が優先	・貯蔵基準の遵守 ・保安責任者の選任 ・帳簿の記載、保存 ・貯蔵・取扱の届出	1	0
送風機	・定格出力により判断	・騒音規制法	・特定施設の設置届出 ・騒音規制基準	3	0
圧縮機	・定格出力により判断	・振動規制法	・特定施設の設置届出 ・振動規制基準	0	0
産業廃棄物	産業廃棄物があれば該当	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・大分県廃棄物の適正な処理に関する条例	・産業廃棄物の適正処理、清潔の保持 ・産業廃棄物の保管の届出 ・特別管理産業廃棄物管理責任者の設置及び報告(*)特別管理産業廃棄物があれば該当	75	0
PCB廃棄物	PCB廃棄物があれば該当	・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	・適正な保管及び届出 ・適正な処分	5	0
計				495	11